

人権週間

12月4日(火)～10日(月)

人権は、私たち一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えている大切な権利です。普段何気なく過ごしている日常生活を振り返って、「他人の権利を侵していることはないだろうか」「自分の人権が侵されていないだろうか」など、まずは身近なところから人権を考えてみましょう。

日ごろの生活の中で「人権問題ではないだろうか」と感じた方や、「法律上どのようなになるのか」とお困りの方は、お近くの人権擁護委員または法務局にご相談ください。

▼名古屋法務局豊橋支局

☎(0532)54局9278

FAX(0532)54局9280

▼福祉課(田原福祉センター内)

☎23局3512 FAX23局3545



心身障害者扶養共済制度

が改正されます

心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の保護者が生存中に掛金を納付することにより、保護者が死亡した場合などに、障害者に終身年金を支給する任意加入の共済制度です。障害者の生活の安定や障害者の将来に対する保護者の不安軽減などを目的に運用されています。

平成20年4月1日からの制度が改正されます。年金額(1口当たり月額2万円)は据え置かれますが、

■現行加入者の1口当たりの掛金額

加入時年齢	現行掛金額	改正後掛金額
35歳未満	3500円	5600円
35歳以上～40歳未満	4500円	6900円
40歳以上～45歳未満	6000円	8700円
45歳以上～50歳未満	7400円	1万600円
50歳以上～55歳未満	8900円	1万1600円
55歳以上～60歳未満	1万800円	1万2800円
60歳以上～65歳未満	1万3300円	1万4500円

※昭和61年3月以前に1口加入した方(加入時年齢45歳未満)については、昭和61年4月1日現在における年齢区分による掛金額(35歳未満5600円、35歳以上～40歳未満6900円、40歳以上～45歳未満8700円、45歳以上1万600円)となります。

※65歳以上かつ保険料払込期間を終了し、現在掛金の納付をされていない方は、引き続き掛金の納付は要しません。

■改正後新規加入者の掛金額

加入時年齢	改正後掛金額
35歳未満	9300円
35歳以上～40歳未満	1万1400円
40歳以上～45歳未満	1万4300円
45歳以上～50歳未満	1万7300円
50歳以上～55歳未満	1万8800円
55歳以上～60歳未満	2万700円
60歳以上～65歳未満	2万3300円

掛金額の変更に伴い、各種給付(弔慰金、脱退一時金)の金額も見直されます。詳しくは福祉医療機構のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

掛金が表のとおり見直されます。
●新規加入をお考えの方
新たに加入する方が改正前の現行保険料を適用されるためには、遅くとも1月中旬に福祉課の窓口で手続きを行う必要があります。提出の遅れや書類の不備などにより加入が4月以降になってしまった場合でも、新規加入者の額が適用されてしまいますので、加入をお考えの方は早めにご手続きを行ってください。
●その他

【制度改正に関するお問い合わせ】

独立行政法人 福祉医療機構

☎(03)3438局0221

HP <http://www.wam.go.jp/wam/>

▼福祉課(田原福祉センター内)

☎23局3512 FAX23局3545

製造事業所の皆さんへ
工業統計調査にご協力を!

平成19年工業統計調査(12月31日現在)を行います。12月から1月にかけて調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な記入をお願いします。

▼文書課

☎23局3728 FAX23局0180

ペンション・グリーンメッセージ
冬季休業のお知らせ

田原市の姉妹都市・設楽町の津具高原にある田原市営のペンション「グリーンメッセージ」は、1月16日(水)から3月15日(土)まで休業します。

▼グリーンメッセージ

☎(0536)83局2343